

※ 本案件は2017年2月8日に公示しましたが、応募がなかったので再公示します。

番号：170009

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2（参加型設計・施工（小規模水路））

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：参加型設計・施工（小規模水路）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2017年6月中旬から2017年10月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.75M/M、現地3.00M/M、合計3.75M/M
- (1) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
10日	90日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年3月28日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Program: ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、約 210 万 ha の灌漑の高ポテンシャル面積に対して 2014 年現在で約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金 (DIDF) を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進してきた。しかし、県による灌漑開発事業の実施が困難であったことから、JICA は県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans :以下 DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン (The Comprehensive Guidelines for Irrigation Scheme Development:以下 GGL) を策定した。これを踏まえて、JICA は GGL を全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」(以下、フェーズ 1)) を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。また、119 の灌漑スキームにおいて、新規灌漑施設の建設、既存施設の改修を行い、コメを中心とする農業生産性の向上、貧困削減を目指す円借款事業「小規模灌漑開発事業 (SSIDP)」が 2013 年から 17 年まで実施中である。

フェーズ 1 終了後、タンザニア政府は灌漑開発の適正な推進の観点から GGL の活用が極めて重要であるとの認識の下、同 GGL を新灌漑法 (2013 年 3 月) 及び同規則 (2015 年 5 月) に明確に位置づけ、灌漑開発関係者にはその履行が義務付けられている。

一方、灌漑法制定に伴い灌漑行政に係る実施体制が変化したこと、灌漑行政機関の中で GGL の理解やその確実な履行に対する認識が十分に浸透していない状況が懸念されている。

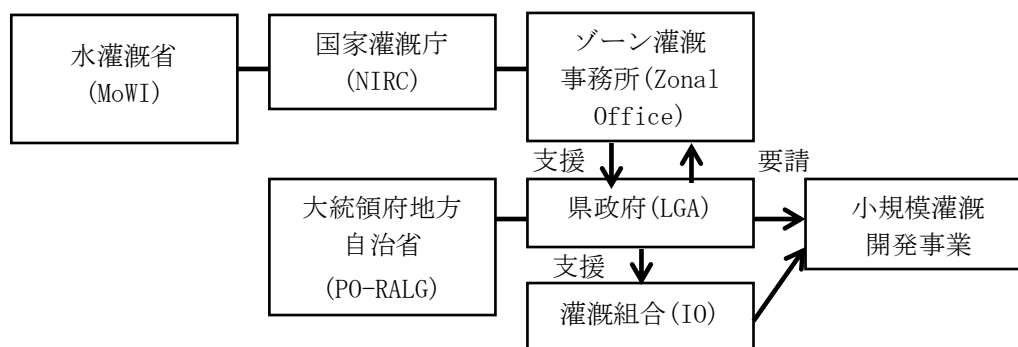
かかる状況を受け、タンザニア政府は新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト) の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。

本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の灌漑計画・施工能力及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、GGL に沿った灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の強化を図っている。プロジェクトの下で、国家灌漑庁 (NIRC) 及びゾーン灌漑事務所の灌漑技術者と JICA 専門家をメンバーとする計画・施工及び維持管理に係るタスクグループ (TG) を設置し、GGL に沿った灌漑開発システムの強化や標準設計マニュアル等の作成、レベルに即した施工管理マニュアル

の整備、モニタリングシートの作成と活用による進捗管理の適正化等の活動を実施している。また、SSIDP で策定されたマニュアル等を本プロジェクトで活用することとしている。

本専門家の派遣目的は、デモサイトである Nyida 地区（Mwanza ゾーン、シニャンガ県）において、小規模水路の整備にかかる計画、設計及び施工の一連の作業についてシニャンガ県の灌漑技術者に対し OJT による実地指導を行い、2016 年 12 月に策定された標準設計マニュアル（水路工）の定着を図るとともに、必要に応じその改善を行うことである。

タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。



タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA 職員及び本プロジェクトの現地派遣長期専門家等と綿密な調整を図りつつ、次の業務を実施する。

(1) 国内準備期間（2017 年 6 月中旬～6 月下旬）

- ① 下記 10. (2) に提示する参考資料の内容を把握する。特に包括的灌漑ガイドライン（CGL）については、各工程（Step）の中身を良く理解すること。なお、CGL には以下の通り 9 つの Step が規定されている。Step1（現地実施体制整備）、Step2（参加型活動計画）、Step3（参加型課題整理）、Step4（事業申請）、Step5（基本設計（F/S））、Step6（費用負担計画）、Step7（詳細設計・公示図書作成）、Step8（公示・契約）、Step9（施工）
- ② 上記を踏まえて、現行の標準設計マニュアルの内容のうち、改善すべき部分を検討し、関係機関（NIRC、灌漑ゾーン事務所、県農業灌漑事務所、灌漑組合）への質問票（英文）を作成し、現地派遣中の長期専門家と協力して配布する。
- ③ 上記準備を踏まえ、現地プロジェクトと相談のうえ現地業務の事前準備を行うとともに、JICA 担当職員と打合せを行い、調査方針を含むワークプラン（案）を作成する。

(2) 現地派遣期間（2017 年 7 月上旬～2017 年 9 月下旬）

- ① 現地業務開始時に本プロジェクト長期派遣専門家及び NIRC と協議の上、調査内容の確認を行う。業務の遂行に当たっては、上記本プロジェクト関係者と綿密な連携を図ることとする。
- ② デモサイトである Nyida 地区に状況について参考資料の分析、NIRC からの情報収集、現地関係者（県、IO 及び農家等）のインタビュー、現地調査等を通じて把握のうえ、本プロジェクト長期専門家、NIRC 及び現地関係者等と共に CGL に沿った小規模水路の整備（L=300m

～500m程度を想定)にかかる実施計画を策定する。当該計画はCGLで規定される全工程(Step1～Step9)に亘るが、本業務従事者は主に設計(Step7)・施工(Step9)に重点的に取り組むものとする。(当該工事において業者発注は行われないため、Step7のうち公示図書の作成及びStep8(公示・契約)は割愛される)

- ③ 県職員が標準設計(水路)マニュアルに基づき行う当該水路の詳細設計を支援、指導する。この際、施工が農家の参加型で行われることを念頭に、実行性のある施工計画(材料の手配等を含む)が策定されるよう特に留意する。
- ④ 県職員が行う施工管理を支援、指導する。その際、既存の施工管理現場ハンドブック(案)を最大限活用し、本年7月に派遣を予定する施工管理専門家(短期)による施工管理現場ハンドブック(案)の最終化作業に有益な教訓等を整理する。
- ⑤ 上記活動の過程でTGメンバーを対象とする技術セミナー/ワークショップを開催し、同活動成果の情報共有と定着を図る。併せて、標準設計(水路)マニュアルとCGLの改訂の要否を協議する。
- ⑥ (⑤にて改訂が必要とされた場合)標準設計(水路)マニュアルとCGLの改訂案を作成する。
- ⑦ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAタンザニア事務所に報告・提出する。

(3) 帰国後業務期間(2017年10月上旬～10月中旬)

- ① 上記活動結果を取りまとめた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部に報告・提出する。

8. 成果品等業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

英文3部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関)

(2) 現地業務結果報告書

英文3部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所、C/P機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA農村開発部、JICAタンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は 2017 年 7 月 3 日～9 月 30 日を予定していますが、出発日については 5 日程度前後とする日程調整は可能ですのでプロポーザルで提案してください。ただし、現稚業務は 90 日間としてください。

2) 現地での業務体制

2015 年 8 月から本プロジェクトに関して、長期専門家が派遣されています。本業務は長期専門家の活動を補完するものであるため、同長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。（本業務の現地作業期間に派遣されている関連する専門家のみ記載しています）。

- ・ 総括/データベース（長期派遣専門家）
- ・ 計画施行（長期派遣専門家）
- ・ 維持管理（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整/研修管理（長期派遣専門家）
- ・ 施工管理（短期専門家）（予定）

3) 便宜供与内容

JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

現地調査等に必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

NIRC 内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8459）にて配布いたします。

- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協カプロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・包括的灌漑ガイドライン（CGL）（これまでのフェーズで取りまとめている灌漑事業開発にかかるガイドライン）

- ・ 県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書案（2015 年 1 月～2 月実施分の調査結果をまとめたもの）
- ・ 標準設計（水路）及び設計・施工（リハビリテーション）マニュアル策定短期専門家業務完了報告書
- ・ 施工管理短期専門家業務完了報告書（施工管理現場ハンドブック（案）を含む）
- ・ 円借款「小規模灌漑開発事業」施工監理マニュアル、財務マニュアル、施工段階のレポートシステム案

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニアで業務を実施するには、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）および就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当 JICA タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。申請に必要な書類は、旅券（写）、英文 CV、英文卒業証明書、パスポートサイズ写真（7 枚）です。
- 3) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載することとします。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- 4) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上